



### 第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

〇〇病院は、審査請求人が受診する医療機関とも、移送費の支給の対象となる医療機関とも認められないほか、本件申請は、移送費の支給に係る手続に反していることから、〇〇〇福祉事務所長による本件処分は適法かつ適当である。

### 第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること

### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 7月21日	諮問
令和2年 9月24日	審議（第11回第1部会）
令和2年10月16日	審議（第12回第1部会）

### 第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

- 1 法の規定等

(1) 生活保護法（以下「法」という。）

ア 法第7条は、申請保護の原則について、次のとおり規定している。

「第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が緊迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」

イ 法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

ウ 法第11条は、保護の種類について、次のとおり規定している。

「第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

一から三まで 略

四 医療扶助

五から八まで 略

2 略

エ 法第15条は、医療扶助の範囲について、次のとおり規定している。

「第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診察

二 薬剤又は治療材料

三 医学的処置、手術およびその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の

## 看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養の伴う世話その他の看護

六 移送

」

### (2) 法による保護の基準

法第8条第1項の「厚生労働大臣の定める基準」として「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）が定められている。そして、「生活保護法による保護の基準」別表第4は、医療扶助基準として、移送費について、「移送に必要な最小限度の額」と定めている。

### (3) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療局長通知」という。）

#### ア 受診する医療機関

医療局長通知第3の1(3)オは、各給付要否意見書に意見を記載する医療機関について、次のとおり定めている。

「オ 福祉事務所又は町村において各給付要否意見書を発行する際は、指定医療機関から次の標準により選定して、当該指定医療機関において各給付要否意見書に意見を記載のうえ提出するよう指導すること。

なお、選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。

(ア) 要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関でること。

(イ)から(オ)まで 略

」

また、医療局長通知第3の2(5)ウは、医療機関に対する委託について、次のとおり定めている。

#### 「ウ 医療機関に対する委託

(ア) 医療の給付を委託する医療機関（指定訪問看護事業者を除く。）は、原則として各給付要否意見書に意見を記載した医療機関とすること。

(イ) (ア)の医療機関が指定医療機関でないときは、要保護者の診療に支障のない限り1の(3)のオの標準に該当する指定医療機関に委託すること。

(ウ) 要保護者が急迫した状況にあるときは、(ア)および(イ)にかかわらず、要保護者のもよりの指定医療機関（これがないときは非指定医療機関）に委託すること。ただし、非指定医療機関に委託した場合は、急迫した状況がやんで転医が可能になったときに、直ちに適切な指定医療機関に転医させること。

(エ) 略

なお、医療局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

#### イ 移送費の支給の対象となる医療機関

医療局長通知第3の9(2)は、移送費の支給の対象となる医療機関について、次のとおり定めている。

「受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであること。

ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる。」

#### ウ 移送費の支給に係る手続

医療局長通知第3の9(3)は、移送費の支給に係る手続について、次のとおり定めている。

「(3) 給付手続き

ア 給付手続きの周知

要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。

イ 給付決定に関する審査

被保護者から申請があった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。

ただし、・・・（中略）・・・を求める必要はないこと。

また、・・・（中略）・・・を命ずることができること。

なお、・・・（中略）・・・において決定すること。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。

ウ 事後申請の取扱い

緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと。

エ 略

- (4) 「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日付け社保第87号厚生省社会局保護課長通知。以下「医療課長通知」という。）

医療課長通知（問3）の（答）は、医療局長通知第3の1(3)オの「なお、

選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。」との記載の趣旨について、次のとおり述べている。

「（答） 指定医療機関の選定にあたっては、医療扶助運営要領第3の1の(3)のオの(ア)から(オ)に定める選定の標準により行なうものであるが、この選定の標準をみたす範囲内で、参考として要保護者の希望を聞くこととしている。

すなわち、その指定医療機関の選定は、あくまでも保護の実施機関の権限であることを明らかにするとともに、保護の実施に支障のない限り、患者の医師に対する信頼、その他心理的作用の及ぼす諸効果をあわせ考慮すべきこととしたものであり、したがって、このなお書の運用にあたっては、保護の実施に支障の生ずることのないよう慎重な取扱いが必要である。」

また、医療課長通知（問6）の（答）は、患者が県外の指定医療機関への入院を希望する場合の取扱いについて、次のとおり述べている。

「（答） 指定医療機関の選定にあたっては、医療扶助運営要領第3の1の(3)のオに定める標準により行なうものであり、この場合当該要保護者の希望を参考とし、福祉事務所長がその委託先を決定するものであるが、患者の希望する指定医療機関が遠隔地にあるため、交通費を必要とし、または必要な調査および指導を行なううえに支障をきたし、しかもその医療機関以外の近隣の指定医療機関でも十分医療の目的を果たせるような場合には、患者の希望のみによって医療機関を選定することは適当ではない。

なお、県境に居住地をもつ要保護者の場合は、県内の指定医療機関に委託するよりも、県外の指定医療機関に委託した方が適当である場合もあるので、この取扱いは機械的に県外入院を認めない趣旨であると解してはならない。」

なお、医療課長通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

## 2 本件処分について

### (1) 医療扶助と移送費の関係について

上記1(1)エのとおり、移送の給付は医療扶助のひとつとして行われるものであるから、そもそも医療扶助が認められないのであれば移送の給付も認められないことは当然である。

### (2) 医療扶助について

ア 生活保護は上記1(1)アのとおり事前申請が原則であり、上記1(1)ウのとおり保護のひとつである医療扶助についても同様である。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、上記1(1)アの法第7条ただし書のとおり、申請保護の原則の例外として、事前の申請がなくても必要な保護を行うことができる。

なお、処分庁は生活保護の開始の申請があった際に、要保護者に対し生活保護の仕組みなどを説明した「生活保護のてびき」を交付しており、そこには、医療機関を受診する場合は事前に保護変更申請書を提出するよう、また、窓口へ来ることができない場合は担当者に連絡するよう記載されている(乙第10号証)ことから、審査請求人は医療扶助を受ける場合は事前に申請する必要があることを知っていたといえる。

本件においては、審査請求人は事前申請をせずに〇〇病院を受診している。また、審査請求人は、〇〇〇〇病院の主治医に対し、理由を述べないまま〇〇病院への紹介状(以下「本件紹介状」という。)の作成を依頼し、同主治医においては、必要性は不明であるが審査請求人の求めに応じて本件紹介状を作成し交付しているところ、審査請求人は本件紹介状を受領した平成〇〇年〇〇月〇日から2か月を経過した平成〇〇年〇月〇日に〇〇病院を受診していること、及び居住地である〇〇〇から〇〇市までJRにより移動



していることからすれば、審査請求人が急迫した状況にあったとは認められない。

これらのことからすれば、生活保護法上、請求人が〇〇病院で診察を受けることについて、医療扶助を行うことはできない。

イ 移送の給付は、上記 1 (1) エのとおり、医療扶助のひとつとして行われるものである。

本件においては、上記 2 (2) アのとおり、審査請求人に対して医療扶助を行うことはできないから、当然ながら本件において審査請求人が〇〇病院における受診に要した交通費も必要な費用とは認められず、給付の対象とはならない。

ウ 以上のとおり、処分庁が本件移送費を支給することができないと判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

なお、仮に移送の給付に係る基準に従って判断した場合であっても、本件審査請求人に対して同給付を行うことができないことは次のとおりである。

### (3) 移送費の基準について

#### ア 受診する医療機関

要保護者が受診する医療機関は、上記 1 (3) のとおり、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する指定医療機関とされるが、要保護者が急迫した状況にあるときは、最寄りの指定医療機関（これがないときは非指定医療機関）を受診することができる。

この点を本件について見ると、次のとおりであり、〇〇病院は、審査請求人が受診する医療機関として認めることができない。

(ア) 〇〇病院は、静岡県〇〇市に所在していることから、審査請求人の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関とはいえない。

(イ) 仮に、〇〇病院においてのみ可能な治療があり、審査請求人がそれを受ける必要があったとすれば、〇〇病院もその治療については比較的近距离

に所在する医療機関であると解することができるが、審査請求人は、この点について何ら主張・立証をせず、行政不服審査法第36条の規定による審理員からの質問に対しても回答しなかった。一方、本件紹介状が作成された経緯を見ると、審査請求人は、〇〇〇〇病院の主治医に対し、理由を述べないまま本件紹介状の作成を依頼し、同主治医においては、必要性は不明であるが審査請求人の求めに応じて本件紹介状を作成したというのであるから、審査請求人が〇〇病院を受診する必要性があったとは認められない。そうすると、審査請求人が〇〇病院においてのみ可能な治療を受ける必要性があったとはいえず、やはり、〇〇病院は、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する指定医療機関とはいえない。なお、令和〇年〇月〇〇日に審査請求人が脳脊髄液漏出症の治療としてブラッドパッチ治療を希望していることが明らかになっているが、仮に審査請求人が同治療を受けるために平成〇〇年〇月〇日に〇〇病院を受診したものであったとしても、同治療を行うことができる医療機関は、少なくとも愛知県内に10以上存在することから、〇〇病院は、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する指定医療機関とはいえない。

(ウ) 審査請求人は、本件紹介状を受領した平成〇〇年〇〇月〇日から2か月を経過した平成〇〇年〇月〇日に〇〇病院を受診していること及び居住地である〇〇から〇〇市までJRにより移動していることからすれば、審査請求人が急迫した状況にあったとは認められない。

なお、医療局長通知第3の1(3)オは、受診する医療機関の選定について、「選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。」としているが、その趣旨等については、医療課長通知(問3)の(答)及び(問6)の(答)のとおりであり、審査請求人が〇〇病院を希望したからといって、〇〇病院の受診が認められるわけではない。

イ 移送費の支給の対象となる医療機関

移送費の支給の対象となる医療機関は、上記1(3)イのとおり、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関とされるが、傷病等の状態により、その医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性等を総合的に勘案し、適切な医療機関を受診することができる。

この点を本件について見ると、上記ア(ア)及び(イ)のとおりであり、〇〇病院は、移送費の支給の対象となる医療機関として認めることはできない。

#### ウ 移送費の支給に係る手続

移送費の支給については、上記1(3)ウのとおり、原則として事前申請が必要であるが、緊急の場合等事前申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後申請であっても内容確認の上、支給することができる。

この点を本件について見ると、事前申請はなされておらず、また、上記ア(ウ)のとおり、緊急の場合等であったとも認められない。そうすると、本件申請は、移送費の支給に係る手続に反しているといわざるを得ない。

#### エ 小括

以上のとおり、移送費の基準に従って判断した場合であっても、〇〇病院は、審査請求人が受診する医療機関とも、移送費の支給の対象となる医療機関とも認められないほか、本件申請は、移送費の支給に係る手続に反していることから、処分庁が本件移送費を支給することができないと判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

### 3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

本件処分に係る通知書には、却下の理由として内規である通知の該当箇所は示されているものの、処分に当たって適用した根拠法令の条項が示されていない。

本来であれば処分の根拠法令の条項を記載すべきであるから、処分庁においては、処分理由の記載について改善を図ることが望まれる。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 松井義孝、委員 池田紀子、委員 三谷晋